

# 私立幼稚園子育て支援事業費補助金

事業名	私立幼稚園子育て支援事業費助成（子育て支援推進事業）
事業目的	地域における子育て支援活動の推進
実施主体	私立幼稚園（幼稚園型認定こども園及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）で定める子育て支援活動費加算が適用される幼稚園を除く。）を設置する学校法人
補助 限度額	1園当たり 300 千円 (国庫 1/2 150 千円 県 1/2 150 千円)
補助対象 事業	<p>①広く地域の子どもたち又は保護者を対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業 … 1 週間に 3 回以上（5 時間以上／1 回）</p> <p>②子育て講演会又は幼児教育に関する各種講座の開催事業 … 1 年に 2 回以上</p> <p>③保護者に対する教育相談事業（日時等を設定して園長等が相談に応じるもの） … 1 月に 2 回以上</p> <p>上記事業を全て実施すること。ただし以下の事業は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実費徴収分（一時保育を除く）を除き、施設利用料、参加料等を徴収する事業</li> <li>・当該園の園児・保護者のみを対象とする事業</li> </ul>
補助対象 経費	上記事業に要する人件費、消耗品費、講師旅費・報償費、印刷製本費、通信費等（備品等の設備関係支出は除く。）
R2 予算額	2,700 千円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭開放、各種講座、教育相談事業それぞれ実施していることがわかる資料を必ず提出してください。</li> <li>・各種講座について、幼稚園の P T A 総会等の行事の一部として開催する場合は、チラシなどで在園児以外でも参加可能な旨明記してください</li> </ul>